

学校いじめ防止基本方針

宇部市立鶴ノ島小学校

令和6年4月

この方針は、いじめ防止対策推進法の規定により、鶴ノ島小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等に関する基本的な方針や具体的な取組等について定めるものである。

いじめの防止等のための対策に対する基本的な方針

(1) 本校のいじめ防止等の対策にかかる基本理念

いじめは、いじめられた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、著しく人権を侵害する行為である。

本校では、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民など本校教育に携わる関係者らが相互に連携し、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策を行う。「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組を重視し、人権教育や道徳教育、情報モラル教育などの取組を総合的かつ効果的に推進し、一人ひとりを大切にす人権尊重を土台とした学校づくりを進める。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本校においても、いじめ防止対策推進法が示す定義を基に対応等を行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 本校におけるいじめ問題対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして以下の点に対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。危機感を持って児童観察をし、情報の共有を深める。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）
- 早期対応（発見したいじめに対する対応）
- 教育相談の充実
- 時系列に問題児童の行動を記録する。（生徒指導フォルダー）→全職員の共通理解を図る。
- 掲示物の充実を図る。良い行動を促す→(褒める、示唆する、現状など)
- 毎週のアンケートの分析、児童の観察を大切にし、問題点を見つけ、問題を職員で共有する。
- 保護者対応は、担任以外にも様々な立場でいろいろな教員が関わる。

(2) 組織・運営方針

◎ 問題がおきた時、担任一人が抱え込まない事を基本する。

担任→（生徒指導・養護・教務）から教頭・校長と連携する。 SC, SSW、安心支援室など様々な関係機関や地域の方々の協力を求める。

校長をリーダー、教頭をサブリーダーとする「いじめ問題対策会議」を設置する。この会議では、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取り組みにおいて、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図る。

*宇部市アンケートの検証をし、本校のいじめの実態について話し合いを進めたい。様々な立場の方にケース会議にも参加していただき、児童の現状を共通理解していただく。

いじめ問題対策会議の構成員

リーダー：校長、サブリーダー：教頭

【教職員】 教育相談担当教員、生徒指導担当教員 教務 養護 関係担任

【心理や福祉の専門家】 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【保護者や地域住民の代表】 学校運営協議会委員

3 いじめの防止等のための具体的な取組

ア 学校全体としての取組内容

未然防止（いじめの予防のための取組等）	<ul style="list-style-type: none">○ なかよし宣言の有効活用<ul style="list-style-type: none">・ 鶴ノ島小なかよし宣言をクラスで言わせる。 ○ 自己肯定感の高揚<ul style="list-style-type: none">・ お互いに認め合う学級づくりに努める。・ 自分の良いところを発見させる。・ 子どもの頑張りを認め、褒め続け自信をもたせる。 ○ 言葉やあいさつ<ul style="list-style-type: none">・ 気持ちの良いあいさつを自分からできるように励ます。（語先後礼）・ 友達の名前を大切にさせる。・ 日常生活における言葉遣いに配慮する。（ふわふわ言葉）・ 友達を傷つけるような言動は、その場で注意する。
---------------------	--

未然防止（いじめの予防のための取組等）

- 仲間作り
 - ・みんなで一つのことをする。（集会・縦割り活動など）
 - ・みんなで一つのものを作らせる。（共同制作など）

- 道徳教育の充実
 - ・年間指導計画に基づいた指導を行う。
 - ・いじめの側が悪いことを徹底して学ばせる。
 - ・人を思いやる心情を養う。
 - ・教材研究に努め、評価をし、児童の活動に生かす。

- 授業の充実
 - ・学習規律を確立させる。
 - ・教材研究に励み、わかる授業に日々取り組む。
 - ・学習に満足感・達成感をもたせるようにさせる。
 - ・繰り返し練習させ、学習の基礎基本の充実を図る。
（やまぐち学習支援プログラムの活用）
 - ・自分の思いを言える子ども、友達の意見に耳を傾けることのできる子どもの育成に努める。
 - ・学び合い学習の習熟を図る。

- ソーシャルスキルトレーニング
 - ・学校のきまり、学習規律を守らせる。
 - ・自分の気持ちを表現したり、相手の気持ちを受け止めたりできるような人間関係を作らせる。
 - ・コミュニケーションの方法を学ばせる。
 - ・SCによる思春期グローイングハートプロジェクト
 - ・CAP（こどもたちがいじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力 といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラム。など）

早期発見
(いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て)

- 保健室との連携
 - ・養護教諭は保健室に来室したときの子どもの行動・言動の変化を見る。
 - ・子どもの様子を見て、相談を求めている場合は共感的理解を示しながら話にじっくりと耳を傾ける。→全職員に発信・共通理解
- スクールカウンセラーとの連携
 - ・悩みや困りごとの相談
 - ・思春期グローイングプロジェクトの活用
- 学校や家庭での児童の観察
 - ・「いじめる側が悪い」という共通理解のもとに、全教職員のたくさんの目で子どもたちの様子を日々見ていく。
 - 子どものしている行為がいじめと判断された場合は、見た職員がその場ですぐに指導し担任に知らせる。
 - 担任は再度クラスで個人指導または全体指導をする。(他学年にまたがっている場合は生徒指導主任とも相談し関係者を集め指導する)
 - ・子どもたち一人一人の変化に気を配る。
 - ・子どもの人間関係をチェックする。
 - ・子どもへのさりげない声かけや話しかけを行い情報収集に努める。
- 各種アンケートや教育相談の充実
 - ・生活アンケートを最大限に活用し、子どものその週の変化に気を配り、いじめに関する問題がある場合はすぐに対応する。
 - ・いじめと認められる事案は終礼で報告し職員の共通理解のもと対応する。
 - ・教育相談週間を学期に1度行い、生活アンケートで言えないことにもじっくりと耳を傾け、子どもたちが困っていること悩んでいることを真摯に受け止める。
 - ・事案によっては、スクールカウンセラーとの相談も受けるように薦め、心の重荷を専門家の立場から軽減していくように支援する。
 - ・全児童・保護者へ「いじめアンケート」を実施する。(1・2学期)
- 事務室での様子の把握
 - ・事務室に用事があってきたときの子どもの様子にも、気になることがあれば担任にすぐに知らせる。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">早期対応 (発見したいじめに対する対処)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・聞き取りは、必ず記録をする。 (いじめ発生の原因、それに関する言動・行動など) ・速やかに関係児童から聞き取りをし、正確な実態を把握する。 (どんないじめを、いつから、何回など) ・初めは個別に聞き取りをし、その後、関係者の話を付き合わせいじめの実態を確認する。 ○ 実際の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童にいじめが人格を傷つけ、生命を脅かす行為であることを十分に理解させる。 ・いじめられた児童には、これから守ることを伝える。(不安を取り除く、あなたは悪くないことを伝える) ・いじめを見ていた児童がいたら、誰かに伝えることはできなかったか、傍観者もいじめを容認したことを理解させる。 ・クラスの中で、今後どのようなことに気をつけていくべきか、みんなのこととして考える。 ・関係児童の保護者に事実関係を伝え、場合によっては今後のことについて話し合う。 ・いじめ発生からの経過観察を十分に行い、二度と同じいじめが繰り返されないようにする。 ・その後の様子を報告できるように経過観察も記録をする。 ○ 相談室の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめたことで興奮している子ども、いじめられている子どもを落ち着かせる場所を設け、クールダウンさせたり、じっくり話を聞いたりする。
---	--

イ 家庭や地域との連携

<p>家庭との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。 ○保護者との緊密な連携を図り、信頼関係づくりを進める。 ○いじめ防止等について、PTAと連携した取組を進める。
<p>地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に学校公開日を設け、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を高める。 →多くの人に、児童、学校の様子、教員の取り組みを見てもらう。 ○児童がよく立ち寄る場所を、地域関係者等と連携して組織的な巡回指導等を行い、学校外でのいじめの早期発見に努める。 ○民生委員・児童委員や地域団体等から、いじめと思われることがあれば積極的に学校へ情報提供が得られるよう連携を充実させる。 ○コミュニティー・スクール等と緊密に連携し、本校のいじめ問題解決の取組を検証し、改善を図る。

ウ その他（インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ ＜ネットいじめ＞への対応）

- ① インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- ② 個人情報、悪口は、発信しない。21時以降は使用しない。児童、保護者への指導を深める。
- ③ このような内容について、外部機関の出前授業等も活用する。

重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、以下により調査を行う。

（1）重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会を通じて、市長へ報告する

（2）調査委員会の設置・調査

速やかに全容解明に向けた調査を行う。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」を母体に、必要に応じて、警察、児童相談所、SC, SSW など、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置する。また、教育委員会と緊密に連携しながら、調査を進める。

教育委員会が主体となって調査委員会を設置し、調査する場合は、積極的に協力する。

（3）調査結果の報告

当該児童・保護者等に、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会を通じ、市長へ調査結果を報告する。

5 その他の留意事項

藤山小・中と「生活のきまり」・「SNS のきまり」「いじめ基本方針」などを共通理解して作成し、連携を図る。